

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和8年3月9日

収支等命令者
佐賀県政策部危機管理・報道局
危機管理防災課消防保安室長 小林 秀則

1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 委託名 | 令和8年度電気工事士免状交付事務委託 |
| (2) 委託の仕様等 | 入札説明書による |
| (3) 履行期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 受託者の事務所とする |
| (5) 入札方法 | |

入札は、免状交付（新規）1件当たりの処理単価、再交付1件当たりの処理単価、書換1件当たりの処理単価を記載し、入札して決定するものとする。

契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって各業務の処理単価とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書の1件当たりの処理単価に記載すること。

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかにも該当する者でないこと、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接又は積極

- 的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 法人であり、県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、県内従業員比率が50%以上の者若しくは県内従業員数が50人以上の者であること。
(7) 県が行っている申請書の受付時間（平日 8:30～17:15）と同じ時間で受付を行うことができ、また「2ヶ所以上の受付場所の設置」について対応できること。
(8) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に精通した者であること。
(9) 当該事務の内容と利害関係を有さない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、令和8年3月17日（火）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送（17日（火）午後5時までに担当課へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当課 郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課 消防保安室 保安担当

電 話 0952-25-7027

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和8年3月25日（水）までに通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

3の担当課に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

令和8年3月9日（月）から3月17日（火）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記（1）において交付します。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和8年3月26日（木）10時

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁新館4階 危機管理センター

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

なお、見積金額は1件当たりの見積り処理単価（取引に係る消費税及び地方消費税10%を含む。）に予定処理件数（第一種電気工事士免状は、新規交付95件、再交付8件、書換1件、第二種電気工事士免状は、新規交付525件、再交付51件、書換5件を用いる。（過去5年間の平均値））を乗じて算出してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で過去2年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を1回以上締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

②契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

なお、見積金額は1件当たりの見積り処理単価（取引に係る消費税及び地方消費税10%を含む。）に予定処理件数（第一種電気工事士免状は、新規交付95件、再交付8件、書換1件、第二種電気工事士免状は、新規交付525件、再交付51件、書換5件を用いる。（過去5年間の平均値））を乗じて算出してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、上記イに掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 次に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 2 に掲げる要件のすべてを満たす者で過去 2 年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を 1 回以上締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(4) 落札者の決定方法

ア すべての業務において予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者で、かつ、年間推計契約金額が最低の金額であった者を落札者とします。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

ウ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第 1 回目を含め 3 回を限度）を行います。

(5) 詳細は、入札説明書を参照してください。

(6) その他

この公告に関する入札は、当該業務委託に係る令和 8 年度予算が成立しない場合は、行わないものとします。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。

(7) 問合せ先

佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課 消防保安室 保安担当
電話 0952-25-7027